

桂川町告示第13号

令和4年第1回桂川町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年2月8日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和4年2月18日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○応招しなかった議員

令和4年 第1回(臨時)桂川町議会会議録(第1日)

令和4年2月18日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和4年2月18日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第4号)
- 日程第4 承認第2号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第5 議案第1号 桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事(1工区)変更契約の締結
- 日程第6 議案第2号 桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事(2工区)変更契約の締結

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第4号)
- 日程第4 承認第2号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第5号)
- 日程第5 議案第1号 桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事(1工区)変更契約の締結
- 日程第6 議案第2号 桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事(2工区)変更契約の締結

出席議員(10名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 原中 政廣君 | 2番 林 英明君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 下川 康弘君 |
| 9番 竹本 慶吉君 | 10番 青柳 久善君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長兼会計管理者	北原 義識君	健康福祉課長	川野 寛明君
学校教育課長	平井登志子君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和4年第1回桂川町議会臨時会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、10番、青柳久善君、3番、柴田正彦君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定しました。

これより、町長の挨拶を受けます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

昨年の秋には落ちていました新型コロナウイルスの感染者数が、オミクロンという変異株となって全国的に感染拡大し、福岡県においても「まん延防止等重点措置」が発令されています。

本町におきましても、今年になってからの感染者数が2月16日までに201人となり、これまでの総合計は345人となっています。また、本年2月の感染状況を見ますと、若い人が多く、40歳までの人が70%を超える状況にあり、家庭内感染が多発していることが推察されます。

こうした状況を受け、本町では、感染防止対策の徹底を呼びかけながら、3回目のワクチン接種を推進するとともに、5歳から12歳の子供たちのワクチン接種についても準備を進めているところでございます。

さて、本日は、令和4年第1回桂川町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私ともお忙しい中にもかかわらず、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日提案します案件は、専決処分の承認が2件と工事請負契約の変更に関する議案が2件でございます。

専決第4号は新型コロナウイルス対策に関連する予算で、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金並びに子育て世帯への臨時特別給付金に係るもの、また、専決第5号は、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事に関する関連予算であります。

次に、議案第1号及び第2号は、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事の請負契約を変更するもので、当初見込んでいました外壁の修復工事箇所が大幅に増加したことに伴い、工事請負契約額を変更する必要性が生じたので、工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長が御説明いたしますので、慎重審議の上、承認・議決賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第3. 承認第1号

○議長（原中 政廣君） 承認第1号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求める件についてを議題とします。

本件について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書2ページ、承認第1号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月21日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いす

るものでございます。

内容につきましては、フォルダ内の①令和3年度一般会計12月専決予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,969万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,954万5,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。15款2項2目民生費国庫補助金3億7,969万1,000円の追加は住民税非課税世帯等に1世帯当たり現金10万円を給付する国の令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る事業費国庫補助金2億7,200万円及び事務費国庫補助金722万9,000円と18歳以下の子供1人当たり現金5万円を追加給付する国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付追加給付金に係る事業費国庫補助金1億円及び事務費国庫補助金46万2,000円の追加計上でございます。

8ページをお願いします。歳出でございます。3款1項13目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付費2億7,922万9,000円の追加は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係る3節超過勤務手当から13節賃借料までの事務費合計722万9,000円と次の9ページ、19節給付金2億7,200万円の追加計上でございます。

次に、10ページ、3款2項8目子育て世帯への臨時特別給付金給付費1億46万2,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付追加給付金に係る10節消耗品費から12節システム改修委託料までの事務費合計46万2,000円と19節追加給付金1億円の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。お諮りいたします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分の承認を求める件については承認することに決定しました。

日程第4. 承認第2号

○議長（原中 政廣君） 承認第2号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書3ページ、承認第2号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年2月8日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、フォルダ内の②令和3年度一般会計2月専決予算書（第5号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,492万、2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,446万7,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。11款1項1目地方交付税3,492万2,000円の追加は、普通交付税による財源措置でございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。10款2項1目桂川小学校学校管理費3,492万2,000円の追加は、校舎、体育館外壁等改修工事の施工箇所の増などによる契約変更のための追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 財政企画課と建設事業課に質問します。

ちょっと、まず、財政企画課にお尋ねします。

今回、3,492万2,000円の増が計画されていますが、この桂川小校舎体育館の改修に対して、2020年度の補正第4号で提起があったと思うんですが、そのときの当初予算、そしてそのうち、国庫補助事業、桂川町の単独事業が幾らだったのか、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

令和2年度の補正予算（第4号）での当初予算額が1億7,545万円でございます。そのうち、国庫補助事業につきましては、1億円ちょうど。桂川町の単独事業費は7,545万円でございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今回の3,492万2,000円の補正は、これは全額桂川町の負担、桂川町の単独事業となるんですか、プラスの。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） では、確認させてください。

じゃ、トータルでどうなるかです。トータルでどれだけの事業になっているのか。そのうち、国庫補助事業が幾らで、桂川町の単独事業が幾らなのかということをお教えください。

○議長（原中 政廣君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 御質問にお答えいたします。

先ほどのトータルでございますが、総事業費が2億1,037万2,000円、そのうち、国庫補助事業分が1億円ちょうど。桂川町の単独事業費が1億1,037万2,000円となります。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） あと、まだ何点かありますか。

○議員（3番 柴田 正彦君） あります。

○議長（原中 政廣君） 一括でやってください。3回、一応なっていますんで。残りは一括でお願いいたします。

○議員（3番 柴田 正彦君） ということは、当初予算の中で、桂川町は7,545万だったのが、1億を超えるものになってるということです。

では、建設事業課に伺います。

少し、9月議会の話をちょっとさせてください。

これで、このときに二反田団地の造成と桂川小の校舎・体育館外壁等改修工事の契約は整ったんだということがあって、二反田団地は設定金額の88%、桂川小は設定金額の98.54%で落札だったと思います。私はこのとき、契約設定の98.54%というのは、えらい高いなあと

思いました。この高い契約は、設定金額が高過ぎるのか、もしくは何らかの話し合いがあっているのではないかと質問しました。そのとき、課長は、設計がちょっと厳しい見積りになっていてのではないかとということですが、この設計についても経験が豊富な設計業者のほうに設計の見積り等を取っていただいて、通常の基準に基づいてこの設計を行っていますので、設計が間違っていると、そういう判断はしておりません。

ただ、近年コロナの影響もあるんですが、その燃料費の高騰であるとか、資材費の高騰が1か月単位で上がってきておる状況、市場があるというふうには聞いております。また、談合などの話は聞いていません。このように答えられました。この件は、総務経済建設委員会の中で審査が行われています。その中で、学校ですのだから子供たちは通っている中の工事となるので、期間が長くなる、そういったこともあって、資材の高騰もあって、やむを得ないというふうに説明があったと聞きました。

しかし、今回、このさらなる追加が必要になったということは、やはり最初の設定に問題があったんじゃないでしょうか。追加するお金は、町長のものでも課長のものでも私たち議員のものでもないんです。町民の貴重なお金なんです。私は文教厚生委員会ですから、学校教育は所管なんです。工事については、総務経済建設委員会の所管です。そのために改修工事費が大きく増加することを聞いたのが2日前、16日の議員の全員協議会でした。

質問します。桂川小学校校舎・体育館外壁等改修工事費用が当初よりもこれだけ大きくなるということを総務経済建設委員会にいつ話をされたんですか。その日にちと内容を教えてください。

○議長（原中 政廣君） どうぞ、聞きたい分、全部出してください。

○議員（3番 柴田 正彦君） はい。

そして、その担当課自体が、この工事費が大きく増加することをいつお分かりになりましたか。町長にもお尋ねします。

町長はこの工事費は大きく増加することをいつ認識されましたか。

以上、3点お願いします。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、外壁塗装につきまして、すみません、小学校の工事についてですけれども、現状この工事の増額が分かった時期については、まず10月末にですね、足場が完了して、そこからですね、外壁等の近傍目視、打診診断、こういったものを実施をしております。そして、最終的にですね、ちょっと数字が見えてきたのが、年末だと。で、この年末に数が見えてきて、これに対する増額の必要となる金額、これが担当課のほうにですね、知らされたのが、1月の中旬、下旬の状況でございます。こういった、業者と担当課、係との数量、また金額、この協議といいますか、調査を調べてですね、お互いに納得できる場所が出てきたのがで

すね、2月に入ってからということで、この金額的なところをですね、総務経済建設委員会のほうに伝えることが非常に難しい状況がありましたので、委員会の中でですね、この工事の増額についての報告はしておりません。そういった状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

どう言いますか、確かな日にちは、ちょっと記憶していないんですけども、そういう状況、要するに工事の関係で工事費が増えるんじゃないかという、そういう状況については、年が明けてですね、そういう状況にあるということをまず聞きました。その時点では、どの程度かということまでは把握できておりませんでしたので、その後、順次協議を進めていく中で、工事は進めていくということと合わせまして、工期内での完了を目指すということから、業者とのですね、そういう増工の部分についての協議をやってきたという状況であります。

○議長（原中 政廣君） はい、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 納得できてないんですよ。何かということですね、駅舎のときと同じことありやんよんと思っているんです。最初の設定金額よりどーんと上がっているのに、説明しないで、総務に「はい、出します。賛成してください。」いや、違うだろうって。何回も言ってる。ここは、町長と方法論は違うようです。僕は議員でいちゃもんをつけているわけじゃない。町民のお金を有効に使うために、どうするんだということで、いろんな考えをやっぱりすり合わせる、練り合わせる、それが必要だと思うし、議員の仕事だろうと思っているから言っているだけです。

少し、言わせていただければ、僕は最初の段階で、この校舎の外壁等改修工事のときに、正直迷ったんです、賛成か、反対か。だって、手出しが7,500万ですよ。ゆのうら体験の杜造って、駅造って、物すごいお金かかって厳しい財政の中で、7,500万、と言いながら、学校を何とかしてくれ、学校を建設しましょうって言ったのは私です。「監獄みたいな学校に子供やるのは、かわいそうですよ」と本当に言われたんです。「廃校ですか」とも言われました。何とかしたい。でも僕は建て替えなんです。ここで7,500万突っ込むことが、果たして、学校のこの建築が遅れるんじゃないかと懸念を持ちました。

しかし、僕は賛成していくんですけども、それは改修工事と学校建設はリンクしないんだと。当面、余りにもひどい状況やからこれを改修するんだ、という話があったからです。その中で、

それならば、でも大きいよね、このお金と思いながらも賛成側になりました。

そして、もう一つ大きかったのは、雨が降ったらつんつるてんなんですよ、雨が漏って。大けがにつながりますよ、子供たちの。子供は、「走るなっ」ちゅうても走るのが子供です。そんなこともあって、賛成に回ったんです。何年か先に学校を建て替えるから、もうちょっとだけ待ってねって言って、それは大人は、「はいっ」てなるかも分らんけど、今、学校に行きよる子供たちに至っては、少し大きいけど何とかせなあかなあと思いました。そこに3,500万円の追加。相当立派な改修が行われるんでしょうか。見た目はそうなるですね。

で、次になった町長はどう言われるか、大体、見当つきます。こうして、きれいに立派になってるじゃないですか。何で建て直さなですか。冗談じゃないですよ。皆さんは、じゃあ、自分が家をもう建て替えないかんという状況の中で、大きな改修されます、我がのお金やったらなりませんか。当面これちょっと雨漏りがしちょうきシートだけ張っちゃこう。そして、そこに改修が大きく使う金は新築に回そうって、これが僕は普通だと思うんですよ。私の感覚はそうです。もっと今の状況に合った家を建てていくために使う。学校も同じかなと思ってます。だから、僕は、この3,500万円は新しい学校の建設に使うべきと思ってます。だからこの追加3,500万円、僕はおかしいと思っています。承認はできない。惜しむらくはですよ、このような追加、後から出てくる、追加費用が出るなら、これ後出しじゃんけんですよ。最初っから反対すべきでした。私の不徳です。これは町民の皆さんには、申し訳ありません。皆さんのお金を使ってるんですから。

今、言ったように、桂川町のことを考えたときに、違うと思う、改修じゃないと思う、建設と思う。そういうふうにはこれ以上の出費は僕はいけないと思いますので、納得できません。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私は、学校はですね、老朽化しているから、もうこの改修はやむなしと思ったんですけど、この負担増に関しましてはですね、国が交付税をですね、どんどん削ってきた結果、町民への負担という形になっていると思います。本当に大変だと思いますけれど、やはりここは、ただ国に仕方がないで従うんじゃなくて、国に、もっとですね、交付税を出すように、教育に予算をつぎ込むように、防衛費にばかり突出するんじゃないで、そういうことをですね、やはり国に対して言っていかないと、住民負担ばかりが増えてくると私は思っています。そこをちょっと、賛成ですけど、一言申し上げたいと思います。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

今のとは賛成討論でしょ。吉川議員が言われたのはですね。

○議員（6番 吉川紀代子君） 賛成しているけれども、一言そういうことをですね。

○議長（原中 政廣君） それではですね、反対討論がありますので、これより承認第2号を採決します。起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、承認第2号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第5号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第1号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）の変更契約の締結について、議案第2号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）変更契約の締結について、以上2件を一括議題とし、質疑、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行います。

本案について内容の説明を求めます。原中建設事業課長。

○建設事業課長（原中 康君） 議案書4ページをお開きください。

議案第1号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）変更契約の締結について内容の説明をいたします。

令和3年9月22日の議会定例会において議決を受けた桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）について変更計画を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

1番、工事名、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）、2、契約の相手方、林田住宅建設株式会社代表取締役林田勇、3、契約額、変更前契約額5,038万円（消費税を含む）、変更後5,928万100円（消費税を含む）でございます。

変更理由、議案の提案理由といたしまして、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）について、外壁改修工事等の増工により請負額を変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。

議案第2号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）変更契約の締結について内容の説明をいたします。

令和3年9月22日の議会定例会において議決を受けた桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）について変更契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするもので

ございます。

1番、工事名、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）、2、契約の相手方、三開発株式会社代表取締役三池竜司、3、契約額変更前契約額1億1,077万円（消費税を含む）、変更後1億3,679万1,600円（消費税を含む）でございます。

議案の提案理由といたしまして、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）について、外壁改修工事等の増工により請負額を変更する必要性が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料につけさせていただいております工事概要等につきましては、スクリーンで説明いたしますので、少々お待ちください。

それでは、工事概要等についてスクリーンで説明させていただきます。

まずは、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）のほうから説明させていただきます。

変更契約の締結について。

工事名につきましては、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）でございます。

変更契約日でございますけれども、議決を受けた日を契約締結日とする予定でございます。

3番、仮契約日につきましては、令和4年2月8日付ですね、相手方の仮契約の締結を結んでおります。

変更契約額につきましては5,928万100円。890万100円の増額でございます。

工期につきましては、令和3年9月23日から令和4年3月25日で、変更はございません。請負金額の変更理由でございますけれども、当初設定の外壁補修計上は遠望目視による数量計上をしており、工事实施日に足場を架設し、近接目視及び打診による詳細調査を行った結果、見込数以上のひび割れ、モルタルの浮き、鉄筋のさび膨張による外壁面の爆裂が確認され、これを補修する外壁改修工事等の必要性が生じたために変更契約を行うものでございます。

ただいまの内容につきましては、当初設計では、遠望目視による数量計上しか行っておりませんでした。そういった足場がないために近くに立って打診する等の作業を行っている状況でございます。これに対し、着工後に高圧洗浄による水洗い、また、足場架設により近傍目視、また打診棒による打診による壁面のモルタルの浮き等の調査を実施しました。その結果、ひび割れ、モルタルの浮き、鉄筋のさび膨張による外壁面の爆裂の実数が確認することができた状況でございます。これにより変更設計を行う状況になっております。

足場については、このように校舎の外周にですね、作業用の足場を仮設しました。これを

10月末から11月上旬に設置しまして、この台の上から業者のほうで打診または近傍目視によるこういったひび割れ等を確認して実数を出したというものでございます。このように打診棒でたたくことによって、ひび割れやモルタルの浮き、ぶかぶかした状況が確認できるという状況でございます。

それでは、1工区の工事概要について説明させていただきます。まず、1工区につきましては、一番北側の1階建の校舎、別棟と呼んでおります。と、その渡り廊下、そして、南側の屋内運動場、それから屋内運動場から校舎に渡る渡り廊下の屋根、これが工事の全体でございます。

その中で、まず、その北側別棟につきましては、ひび割れを補修するコンクリートが数mmひび割れて、これを1cm幅でカットしてそこにシール材を充填する方法。これが当初144.6m計上してございましたけれども、300.4mに実数が確認された状況でございます。また、モルタルの浮き処理狭幅部と記載しておりますけれど、25cm以下の狭い範囲のモルタルの浮き、これについてアンカーピンなどの鉄製の金を差し込んでそれに接着剤等を付着させて、モルタルの浮きを解消する。そういったものが当初、狭幅部などの計上はありませんでしたけれども、136.2mの実数を確認しております。また、25cm以上のモルタルの浮き補修につきましては、当初0.26m²ございましたけれども、これが24.7m²となっています。また、鉄筋のさび膨張による外壁の爆裂補修、これは当初7か所計上されておりましたが、これが185か所を確認して補修を行うものです。

一方、屋内運動場のほうでございますけれども、同じくこのUカットシール充填工につきましては、当初82mの計上が303.9mを確認されております。また、モルタルの浮き処理狭幅部については、当初0mから7mの補修箇所が確認されております。また、25cm以上のモルタル浮き処理につきましては、当初0.8m²から、55.9m²の実数が確認されております。

また、鉄筋のさび膨張における外壁爆裂補修については、68か所から761か所の実数が確認されております。この立面図についてですけれども、これが北側の別棟校舎、延長が60mほどありますけれども、この側面から青色で表示した部分がひび割れでございまして、ここについて、そのひび割れ箇所を補修するという表示をしています。ちょっと見にくいんですけど、南、緑色がモルタル浮き補修で0.26m²、そして、外壁爆裂箇所が、赤で7か所という当初の設計額の計上をいたしております。これが当初です。それに対して、近傍目視、打診診断した後がこんなような状況でございまして、足場等を架けた状況ですね、先ほど説明しました、大きくですね、実数が増えたという内容は、その図面で表示しておるところでございます。

一方、これが屋内運動場、体育館でございます。体育館の東から見た立面図でございますけれども、こちら当初の計上、水色、青がUカットシール充填工ひび割れでございます。緑がモルタルの浮き、ぶかぶかになって浮いている箇所、そして赤が外壁爆裂箇所ということでございます。

これに対して、実数で確認した絵が、このような立面図でUカットシールが8.2mから33.9m、モルタルの浮き補修狭幅部0mから7m、モルタルの浮き補修の0.25cm以上の場合については0.8m²から55.9m²。爆裂補修については、68か所が768か所ということで、非常に近傍目視によって大きなこういった補修箇所が確認されて、補修を行わないままに外壁塗装をしてしまった場合に、外壁塗装がすぐに剥がれる、またはそういった亀裂の部分、また爆裂の部分から水が浸入して、今後の維持管理に対して、非常に安全性を損う、こういった状況になってしまうためにこういった外壁補修をきっちり行ってから、外壁の塗装を行う必要がその安全性上必要だということで、今回現行の計上を出しておるところでございます。これは、屋内運動場の西側と北側の立面図、これが当初として、これが変更後、大きくですね、箇所数が増えておるといってございます。

以上が1工区の概要説明でございます。

続きまして、2工区の説明のほうに進めさせていただきます。

2工区の工事名、桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）でございます。変更契約日は、議決を得た日を予定しております。仮契約日につきましては、令和4年2月の8日に三開発株式会社と締結しております。変更契約額につきましては、1億3,679万1,600円。2,602万1,600円の増額でございます。工期につきましては、令和3年9月23日から令和4年3月25日で、変更はございません。

変更の理由でございますけれども、1工区と同様に当初は近傍目視による数量計上をしておりまして、工事発注後に足場を架設し、近傍目視による調査を行った結果にひび割れモルタルの浮き、鉄筋の膨張によるさび爆裂が確認され、外壁改修工事の必要性が生じたために変更契約を行うものでございます。

それでは、工事概要でございます。2工区につきましては、教室棟、北側の教室棟、また職員室、図書館等を含む管理棟、そして南側の教室棟、これを教室棟Bと呼びまして、この教室棟を中心とする建物の屋上防水、また外壁塗装工事の主要工事としております。

また、変更箇所でございますけれども、ひび割れの補修に係るUカットシール充填工、これが当初計上の17.0mから620.7mを確認しています。また、モルタル浮き処理狭幅部につきましては当初計画しておりませんでした。911.8mを計上しております。モルタル浮き補修、2.5cm以上のモルタルが浮いたぶかぶかになった部分のアンカーピンで接着する補修につきましては、当初5.1m²から300.2m²の確認をしています。外壁爆裂補修、鉄筋がさびることで起きる爆裂については、当初387か所から1,912か所を確認して変更をしようとするものでございます。

こちらが、校舎等を西側から見た立面図でございます。北側の校舎の部分、そして、職員室等

を含む管理棟、また南側の教室棟でございます。こちらについても、水色がひび割れ、こちらのほうは、黄色がモルタルの浮き補修、そして外壁の爆裂補修が赤色で確認をしています。当初、Uカットシール充填工が170m、モルタルの補修面積が5.1m²、外壁の爆裂補修が387か所計上しておりました。

これに対して——ちょっと、色が非常に見えにくい、で、申し訳ございません。この変更後でございますけれども、やはり多くの亀裂箇所が近傍目視と打診調査によって分かりまして、Uカットシール充填工、ひび割れにつきましては、170mから620.7m、モルタルの浮き補修につきましては、0mから911.8m、モルタルの浮き補修25cm以上につきましては、5.1m²から300.2m²、外壁爆裂補修につきましては、387か所から1,912か所の確認をしております。

こちらが、西側の立面図、そして下のほうが東側からの玄関方面からの立面図、そして、Bにつきましては、南側立面図、北側立面図を提示しておるところでございます。

こちらについては、西側立面図の当初設計を今提示しております。下のほうが、東側立面図、そして、南側立面図が提示されております。同じく、改修後の比較立面図を掲載しております。東側立面図、西側立面図におきましても、多数の亀裂、ひび割れ箇所を確認をしております。

続きまして、全員協議会の中で、調書につける明細を一部つけておりましたので、つけさせていただきます。1工区につきましては、Uカットシールが工事割合の12%、そして、モルタルの浮き処理狭幅部が9.6%、外壁モルタル浮き補修が20.7%、外壁爆裂補修が38.9%の割合を占めております。

なお、その他の工事でございますけれども、体育館の西側のドア、後ほど表示しますけれども、こういった取替えを行っております。また、体育館の玄関の、表玄関のタイルですね、階段のほうの張替え、これも4.2%という内容に含みます。

別棟の屋根アスファルトですけれども、傷みが激しくてですね、既存のアスファルトを全部剥いだということで、これに係る14m³の産業廃棄物処理を計上させていただきます。それと、その他、こまごまとした変更内容、これを31万ほど上げまして、3.5%となっております。890万100円の変更を行っております。

一方、2工区でございますけれども、2工区につきましては、外壁Uカットシールにつきましては、4%の増高となっております。モルタル処理狭幅部につきましては24.5%、外壁モルタル浮き補修につきましては27.2%、外壁爆裂補修につきましては28.4%、なお、後で説明しますけれども、事務室の横、玄関改良補修につきましては5.4%、これは事務室の玄関の入り口の上の屋根部分のタイルを計上しております。

また、屋上塔屋のドア取替えをしまして、屋上防水をする際に、貯水槽とか階段の塔屋、そう

いった部分のドアがもうさびついて、そこから水が入ってくるというような、防水に致命的にそういった状況が危ないと、危険性があるということで、ドアを取替えを行っております。これが7.7%でございます。

また、この塗装等を行う中で、子供たちの教室棟にガラスに汚れがかなり飛散しておりましたので、そういった清掃を直ちに行って1,330m²、1.4%でございます。

そのほか、細かい補修等が139万、5.4%ございまして、全体的に2,602万1,600円という変更を行っておるところでございます。

続きまして、工事の変更率でございますけれども、1工区につきましては、890万100円、17.66%、2工区につきましては、2,602万1,600円で23.49%、1工区と2工区を合わせた合計額は3,492万1,700円で、21.67%の増額となっております。

続きまして、ちょっと全員協議会では説明していなかった内容で、体育館の西側のドア、このように破れて、ここから水が入ったりとか非常によろしくない状況でございましたので、そういった対応を行っております。

また、玄関口のタイル、ここも傷んでおりましたので、階段の周りの部分を改修して上はモルタル処理します。

それは、その部分の位置を示しております。東側の部分と、そして西側のドアの部分。2工区ですけど屋根の部分のドア取替え、このように非常にさびが激しくて、この部分まで防水処理をしないと、せっかく防水工事をやった中で、その隙間等から水が浸入すると、10年保証の防水も対応することができないということで、全体的に水が漏らないように、こういったドアの改修を行うことになっている状況でございます。

また、事務室横のタイルにつきましては、この玄関部分の張り出しのひさし部分の出っ張った部分のタイル、これを16m、タイル張りを貼り替えております。

そういった内容を追加で計上させていただいております。

1階建て部分が屋根アスファルトの撤去14m²で、これが玄関部分のタイル補修16m²でございます。こちらが、先ほど説明した屋根部分の貯水槽とか電気室等、階段の入り口のドア、そういった取替えの改修を行っております。

以上が工事費の概要説明になります。

○議長（原中 政廣君） 課長、そのまま、質疑受けますんで、質疑の中で図面等が出てくる可能性がありますので、そのまま、大丈夫です。

○建設事業課長（原中 康君） 簡略な説明でございますが、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） はい、それでは、これより議案第1号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根

及び外壁改修工事（1工区）変更契約の締結についての質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して質疑ありませんか。林君。

○議員（2番 林 英明君） 遠望目視、遠くから見る目視なんですけれども、遠望目視をして、その後、遠望目視しかできなかつた、最初は、そういう言い方ですよ。で、その後近接目視をしたら、こういうふうになつとつた。私は、その、近接目視はできたはずなんです。実際、下のほうなんか結構いっぱいありましたよね、ひび割れとかがですね。これやっぱり設計者の怠慢じゃないでしょうかね。近接目視ちゅうのはですね、実際もう、すぐ下のほう見ればできるわけなんです。そして、そこを、例えば、この前、全協のとき言われましたけど、ある程度は、状況は想像できるということやったでしょ。そしたら、そこだけ、高圧洗浄かければできるわけなんです。こういうのは、統計上ですね、全体を見て、ほんの一部しとけば、ある程度のことは想像できるわけなんです。選挙の出口調査と一緒に。そこだけちゃんとしとけば、できるんですよ。やっぱり、この、設計者の、これ、怠慢といいますかね、こういうのは、ちゃんとしてもらわないかんと思えますけど、どうですかね。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） この設計につきましては、5月、6月、7月の3か月間をもって、設計に当たったところがございます。

工期の中では、事業も行われるという状況の中で、遠望目視等1階部分については可能なんですけれども、こういった、まあ、足場を組むとか、クレーンを中に入れるとかいうことについては、非常に、結構、難しい問題もあったのかなという判断をしております。

で、林議員がおっしゃるように、背丈が届く範囲につきましては、近望目視が可能であったのではないかというふうに思いますけれども、こういった高圧洗浄で、今、付着したものを取り除いて、そこにまた、躯体、構造的には、躯体の内側に下地モルタルというものを設置して、ちょっと、厚めにして塗装するんですけれども、そういったものが、ある程度、洗浄した状況で見えてくることもあったということで、そこも、1階の部分で確認作業をみきれていなかったところがあったかと思えますけれども、そういう状況もあったという状況で、このような設計になったのかなというふうに。設計の中では、当時拾った数字も、1.5倍するとか、そういった見込みで上げておったんですけれども、それをはるかに超えるものが、現状としては出てきたということで、こういった状況を、私、専門家のほうにもお尋ねしたんですけれども、外壁補修についてはやはり捉えきれない数が発生するというので、ちょっと割増し入れて計上するけれども、ちょっと、今回は、ちょっと、そういう割増し事案になかったという結果になったという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 林君。

○議員（2番 林 英明君） 近接目視ですかね、これするのに、その一部だけをほんの高压洗浄すればいいわけなんですよ。そうしたら大した金はかからないんですよ。だから、そういうものをやっぱりちゃんとしてもらうように、設計者がやっぱちゃんとしてもらわにやいかんですよ。だからちゃんとした設計者を頼まないかんということなんですよね。そう思います。

○議長（原中 政廣君） ほかに。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今のこと、僕も気になって、9月のときの質問、それをして、改めて理解しました。

質問なんですけど、じゃあ、この設計をした業者の名前と所在地を教えてください。

もう一つ、調査をその後行わせて大きく増えていきましたね。その調査をした業者と所在地を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。パワーポイントですよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません。ここにですね、何か、桂川小学校校舎屋内運動場で、何か工区でこう別にこう表が出てるんですけど、外壁Uカットシールとかいうて、こう個別にずうっと上がってます。私がちょっと……。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 気になっているのは、桂川小学校の正門じゃなくて、生徒がこうずっと教室に行くところの、何というか、玄関のところ、ドアちゅうですか、あれが開かないようになってるとかですね。何か、もうほとんど開かないような状態、それ、修理ちゅうなほどここに入っているんですか、その他の工事の中に入ってるんですかね。改修されるんですかね。あのね、こう入っていったらね、右っかわのほうに、教室に行く、こうみんな子供たちが入っていく入り口があるんですよ。（「昇降口ですか」と呼ぶ者あり）うん、何か知らんけど。あの……。ドア、ドア。あれ、全然動かない。こっちのほうだけしか——動く、こっちは動かないとって、半分こうなってる。ドアも重たいというふうになってるからですね。その修理はどこかに上がっているのかなあと思って分からないけど。個別に名前が書いてないから、このその他の工事の中に入っているのかなあと思ってんですけど、入ってますかね。あそこは修理してもらわないとね、開閉めできない。分かります、私言っているの。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 私が認識している限りでは、昇降口の取替えは計上してなかったというふうに認識しております。

○議員（6番 吉川紀代子君） 昇降口ちゅうんですか。

あの駐車場みたいなのあるでしょ。昔の土居団地のところ。あそこから降りていってから、ずうっと畑みたいのがあって、そして、学校の教室に行くところ、あそこなんです。あそこが

ね、ドアが全然開かないって、閉まらないっていう状態、そこをきれいにしてもらえるのかなあと思った。入っているのかなと思った。せっかくするんだったら、正面玄関のタイルとかなんとかしよんしゃけど、あそこがおかしいよねと思って、ドアも閉められないですよ。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） その他のドアの修理については入っていません。そういった補修についてはちょっと確認をいたします。すみません。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） それでは、パワーポイント用の質疑はありませんね。課長、自席で後お願いします。

それでは、柴田君。柴田君、どうぞ。

○議員（3番 柴田 正彦君） はあ。

○議長（原中 政廣君） 先ほど……（「答えが」と呼ぶ者あり）はい。

○建設事業課長（原中 康君） 設計に関しましてはですね、三座設計事務所ですね。事務所ににつきましては、福岡市の支店の業者というふうに確認しています。

具体的にその細かな、そういう防水でどこの担当がやったというところまでは、ちょっと今お答えできない状況でございます。すみません。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 調査する中で、いっぱい修理箇所が見つかったわけでしょ。最初の設計した人と、調査した人が違うかなと思ったので、調査した、じゃあ、業者は誰なの。それは請け負った側なの。それとも別のとこな。そこが分からなくて聞いたんです。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） すみません。

林田住宅建設ですけれども、こちらのほうが防水等の下請で、株式会社栄住産業のほうに、防水工事下請をしています。こちらは、福岡市のほうでございます。

一方、三開発株式会社のほうですけれども、こちらにつきましては、防水について、こういった株式会社佐々木防水、そして塗装については黒田塗装店、佐々木防水については嘉麻市の業者でございます。黒田塗装店については、飯塚市の潤野でございます。

こういったところに調査をして、そういった数量を確認していただいたという状況でございます。

○議長（原中 政廣君） 下川君。

○議員（8番 下川 康弘君） すみません。私も今、その業者の件をちょっと聞いたかったんですが、これだけ数字が大幅に広がったうからですね、やっぱり現場行ったときに、その工事をさ

れている業者の方が、これ、だめですよ、だめですよというのが出てきたと思うんですよね。その確認をちょっとしたかったのが一つ。

それともう一つ、タイル張りとかそういったものに関しては、目視でできる部分もたくさん今度入っていると思うんですよ。先ほど言われたドアの取替えとかですね。あれは後々やろうとしたのか、それとも最初の見積もり段階で、そのドア等とも含めた感覚があったのか、そこをちょっと、課長、教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 当初はもう、計上していなかったということで、設計コンサルでは、このままでもいけるのではないかといいところあったんですけども、実際に防水の細かい調査をする中で、やはりもう、防水を保証する、まあ、10年間無償で保証するというような、こういう責任をする中では、やっぱりしっかりドア等のとか隙間等の防水をしておかないと、ちょっと保証というのが非常に難しいという協議を施工者と発注者のほうでやった結果、変えようという判断に至った状況でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 自分はこういうことが本当理解できてない人間でごめんなさいね。今聞いてからそれぞれの専門家が、防水とか塗装とかは、そういったところが調査しているようなんですけども、林田さん、三開さんが契約しているんですけども、実際の工事って、ひょっとして、そういうところに頼んでいるんですか。御自分がするんじゃなくて。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 本工事につきましては、元請のほうで、そういう主任技術者・現場代理人というのをしっかり定着させます。

で、この主任技術者・現場代理人の指示の下に、下請であるこういう下請業者さんの監督さんとか作業員さんが動いていくと、資材の発注であるとか、そういう工程の計画、段取り等を指示し、それに従って、今お示した下請業者のほうに動いていただくということで、基本的には元請が常駐して指示を行っておると、そういう施工体制をルールとして、チェックはしておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） 柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 何となく分かってきた。ということは、佐々木防水さんとか、その、そういう塗装関連会社の人が調査して、いえいえこうですよと言って、そこが現実問題、仕事をしていくちゅうふうになるということですね。第三者が調査したんやないちゅうことですよ。かな。だから、あくまでも受けたのは、林田さんなり、三開さんなんだけども、調査をしたところが現実の工事をやっけていっているということですよ。

○議長（原中 政廣君） 柴田議員、ほかにもありますか。あれば一緒に。

○議員（3番 柴田 正彦君） ないです。

○議長（原中 政廣君） いいですね。この点で、原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 本工事の中の設計の中にですね、事前調査を項目として入れます。当然、それは、元請業者がその事前調査をする上で、専門的な下請にそこはチェックさせていると。で、調査する会社も施工する会社も同じという、こういった状況で、この数量の確認は進めておるところでございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。お諮りします。本案は決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（1工区）変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）変更契約の締結についての質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 今、確認できたその調査した会社の実質工事するちゅうな、ここは客観性が出てこないですよ。増やそうと思ったら幾らでも増やせちゃいますよね。そんなやり方しよったら、幾らでもお金膨らみますよね。膨らみましたね。議会ってほとんど賛成しているから通っちゃいますよね。駅と同じ構図なんです。説明が途中でないからです。総務経済建設には、ずうっと過程を言いよかなでしよ、普通。議員からも聞くでしよ、普通。で、問題が大きけりゃ、額が大きいんだから、文教にも相談があつてしかるべきだと思いますよ。この議会と執行部との関係というのは変です、私から言えば。長年こうやったんでしょ。で、その結果またこういうことが起きている。

何回も言います。私、反対なんです。

もし、我がの家やったらどうなります、何回も言うけど。契約しました、こうです。大体

500万かかりますよ、ちょっと屋根修理、こんなんせないき。わあ、どうしょう、もう建て替えないかんちゃけどねえ。そんな中で、まあ、何とかしようとしたときに、後で、いや、これ、800万に増えますって言われたら、テーブルひっくり返しますよね、普通。私ならそうなります。僕は、このお金は町民のお金と思ってますから、この3,500万は。ゆえに反対です。

以上。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。林君。

○議員（2番 林 英明君） 増高は、非常に多過ぎるのは、問題ではありますけれどもねえ、実際、これしなければ最初の1億7,000万、これ、全く無駄になってしまいます。これはしょうがない。賛成します。

○議長（原中 政廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで討論終わります。

反対討論がありますので、これより議案第2号を採決します。起立により採決いたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（原中 政廣君） 起立多数であります。したがって、議案第2号桂川小学校校舎・屋内運動場屋根及び外壁改修工事（2工区）変更契約の締結については、可決することに決定しました。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これで閉会とします。お疲れさまでした。

午前11時15分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

令和 年 月 日

署名議員

令和 年 月 日

署名議員